



2022年5月30日

各位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社 代表 者 代表取締役会長兼社長 若山 健彦 (コード:6862、東証スタンダード) 問合せ先 取締役経営企画部門長 三宅 哲史 (TEL 03-5847-2030) https://www.minato.co.jp/

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は 2022 年 5 月 30 日の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「現制度」といいます。)の改定について決議し、改定に関する議案「役員等に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」(以下、「本議案」といいます。)として 2022 年 6 月 24 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 現制度改定の理由

当社は2019年6月25日開催の第63回定時株主総会において、第7号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」として現制度をご承認いただいております。本議案における今般の改定は、当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的としており、現制度の内容を以下のとおり一部改定する(以下、「新制度」といいます。)ことにつき、株主のみなさまにご承認をお願いする予定です。

2. 新制度の概要

現制度は、譲渡制限付株式報酬を付与する対象範囲につきまして、「当社の取締役(社外取締役を除く。)」と設定しておりましたが、本議案における新制度では「当社及び当社の子会社の取締役(社外取締役を含む。)並びに監査役(社外監査役を含む。)」(以下、「対象役員」といいます。)に改定することといたします。また、譲渡制限付株式の付与のための報酬額につきまして、現制度では年額 40 百万円以内と設定し、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数を年 250 千株以内と設定しておりましたが、新制度では年額 100 百万円以内(このうち、当社の取締役に対する報酬は年額 80 百万円以内(うち社外取締役は年額 20 百万円以内)、当社の監査役に対する報酬は年額 20 百万円以内)として支給することに改定するとともに、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数を、年 250 千株以内(このうち、当社の取締役に対しては年 200 千株以内(うち社外取締役は年 50 千株以内)、当社の監査役に対しては年 50 千株以内)といたします。また、当社の子会社の取締役(社外取締役を含む。)及び監査役(社外監査役を含む。)に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬を、付与の報酬の年あたり総額を

超えない範囲で、支給する予定であります。各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、当 社の取締役については取締役会において決定し、当社の監査役については監査役の協議において決定 することといたします。

本議案に係る新制度において、対象役員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、上記のとおり、年250千株以内(このうち、当社の取締役に対しては年200千株以内(うち社外取締役は年50千株以内)、当社の監査役に対しては年50千株以内)とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、上記上限数を合理的な範囲で調整します。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

- (1) 対象役員は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。)。
- (2) 対象役員が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位をも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1) の定めにかかわらず、当社は、対象役員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記(2) に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2) に定める地位をいずれも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当 社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合にお いては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間

の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式 について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上